

【調査票】エスカレーターについて（フランス）

項目
1 稼働台数
2 主な仕様（階段の幅、勾配、定格速度等）
3 法規制、安全基準
4 事故情報（件数、事例等）
5 現地調査（実地でのカウント）
6 意識調査（アンケート）
7 安全対策
8 安全に関する実証実験、研究など
9 エスカレーターの歩行利用に関する案内、取組、啓発活動など
10 エスカレーターの歩行利用の実態など

1 稼働台数（＝保守台数）

フランスでは、主に駅や空港等の交通機関、大規模商業施設または映画館等の娯楽施設で、エスカレーターが稼働している。

パリ交通公団（Régie autonome des transports parisiens 略称RATP）によれば、1909年にパリ市内の「ペール・ラシェーズ」駅に設置されたエスカレーターが世界第一号とのことである。

国内で稼働するエスカレーターの数は、把握することができなかった。

エスカレーターは、パリのある首都圏に集中していると思われる。

首都圏の主要交通機関である 前述のパリ交通公団の施設には、全体で 約1000機のエスカレーターが稼働している。

具体的には、パリの地下鉄駅の77%にエスカレーターが1機以上設置されており、このうち毎年25機程度が新しい機器と取り替えられている。稼働率は98%とのことである。

参考資料：

・franceinfo（国営テレビのHP）の記事「パリの地下鉄のエスカレーターをもっと知ろう」

<https://france3-regions.francetv.fr/paris-ile-de-france/paris/que-savez-vous-des-escaliers-mecaniques-du-metro-parisien-3103540.html>

2 主な仕様（階段の幅、勾配、定格速度等）

主な仕様

エスカレーターの主な仕様は、エスカレーターに関する欧州規格のフランス国内版に相当するNF EN115 エスカレーターおよび動く歩道の安全 (Sécurité des escaliers mécaniques et trottoirs roulants) の第1部に記載されている。

□階段の幅：0.58m以上1.10m以下

□勾配：30度以下

エスカレーターの昇降高さが6m以内のものは、0.50m/秒の規格速度を超えない場合、35度まで認められる。

□階段の定格速度：

勾配が30度以下の場合0.75m/秒

勾配が30度を超え35度までの場合0.50m/秒

□乗降口における踏面の水平部分：

コムの歯の始まりから最低0.85mの足を確実にのせられる表面を有していること。

□階段の積載荷重：

6,000ニュートン/ m²

□制動装置による停止距離：

空荷での上昇時(A)と積載しての下降時(B)

定格速度0.50m/秒のとき	停止距離は	(A) 0.20m - (B) 1.00m
----------------	-------	-----------------------

同 0.65m/秒のとき	同	(A) 0.30m - (B) 1.30m
--------------	---	-----------------------

同 0.75m/秒のとき	同	(A) 0.40m - (B) 1.50m
--------------	---	-----------------------

□すき間：

階段とスカートガード：片側で4mm以下、両側のすきまの合計は7mm以下

階段と階段：6mm以下

3 法規制、安全基準

主な法規制

フランスにおけるエスカレーターの使用に関する現行の法規制は多数あるが、主要な法規制に次のようなものがある。

- ・ 欧州における機械の安全性に関する機械指令2006/42/EC
(欧州市場の機械類の自由な移動と労働者や市民の保護を推進するための指令)
- ・ エスカレーターに関する欧州規格のフランス国内版に相当するNF EN115 エスカレーターおよび動く歩道の安全 (Sécurité des escaliers mécaniques et trottoirs roulants)
- ・ 公共施設 (ERP) における火災及びパニックの危険防止に関する安全規則の一般規定の承認に関する1980年6月25日付決定 (Arrêté du 25 juin 1980 portant approbation des dispositions générales du règlement de sécurité contre les risques d'incendie et de panique dans les établissements recevant du public (ERP))
- ・ 公共施設の建設時及び公衆向けに建設する設備の障がい者のアクセス権確保に関する2017年4月20日付決定 (Arrêté du 20 avril 2017 relatif à l'accessibilité aux personnes handicapées des établissements recevant du public lors de leur construction et des installations ouvertes au public lors de leur aménagement)

安全基準

エスカレーターの安全基準は、主に上記の規格NF EN115の第1部及び第2部に規定される。

第1部（115-1）は2017年7月発行「建造と設置」、第2部（115-2）は2021年4月発行「既存のエスカレーター及び動く歩道の安全性の向上に関する規則」である。

（1）新規機器

規格115-1は、現行の技術水準等を考慮しており、安全性検査の内容も含むなどより包括的で、新規機器の導入時にはこれが採用される。

（2）既存機器

エスカレーターは数十年間使用される前提であるため、規則変更に伴い、現実的な安全確保の道を探る必要がある。このため、既存機器を対象にした規格115-2は、おこりうるリスクを軸に内容が構成されている。いわば、115-1が包括的であるのに対し、115-2は最低限の安全基準を提示しているといえる。具体的には、エスカレーター利用時のリスクを39項目挙げてリスク評価を高・中・低の3段階で行い、これが機器整備における優先度の目安になっている。

このうち、本調査では、機械そのものの動作不良等によるリスクを除いた、転倒、挟まり、転落に関連するリスクを9つ抜粋して、次のとおり一覧にまとめる。ここでは、新規機器の基準（包括的な基準であるため本表では簡略化）と既存機器の基準の対比を行っている。

エスカレーター 安全基準（抜粋）

リスク	内訳	新規機器 () 内数字は115-1の根拠条項	既存機器の優先適合項目 () 内数字は115-2の根拠条項	リスク評価 () 内は115-2における優先度
転倒	階段	・踏み面が水平であること、足がしっかりと固定されるように設計 (5.3.1等)	・エスカレーターの歩行面は、運転条件および環境条件を考慮し、足が滑りにくく、安全に足を着けることができるよう設計されること。 (5.3.1)	リスク4 踏段及び乗降口における滑り（高）
	乗降口	・乗降口（コムとランディングプレート）は、コムの先端から最低で0.85mとし、足が確実に固定される表面を備えていなければならない。 (5.7.1) ・ハンドレール突端がカーブを描き手元が誘導されるように設計 (5.5.4)	・乗降口（コムとランディングプレート）は、コムの先端から最低で0.85mとし、足が確実に固定される表面を備えていなければならない。 (5.7.1)	
	その他	・空荷での上昇時（A）と積載しての下降時（B）における定格速度ごとの制動距離は次のとおり。 0.50m/秒 (A) 0.20m- (B) 1.00m 0.65m/秒 (A) 0.30m- (B) 1.30m 0.75m/秒 (A) 0.40m- (B) 1.50m ・減速度が所定のものであること (5.4.2.1.3.2)	・右記の制動距離を守ること (5.4.2.1.4)	リスク13 制動距離が短いことによる転倒（高）
(天井等とエスカレーターとの)交差部		・エスカレーター上部の吹き抜けの高さは最低2.3m ・階段からの空洞の高さは最低2.1m ・ハンドレールの外側端と壁または他の障害物との間の距離は、手すりの下端から水平方向に最低80mm、垂直方向に25mm ・隣接したエスカレーターがある場合のハンドレール間の距離は最低160mm (附属書A2 ユーザーのための空間に詳細が規定)	・エスカレーターの上部の吹き抜けの高さは、最低2.30mとする。この高さは、手すりの先端まで維持されること。 この高さが確保されていない、もしくは連続していない場合、障害物を明示し、移動中に立位可能なスペースを確保できる50ルクス以上の照明をともなうこと。建物の障害物や構造物の鋭利な角を排除し、転落防止板や警告標識を設置する。 ・ ハンドレールの外側端と壁または他の障害物との間の距離は、手すりの下端から水平方向に最低でも80mm、垂直方向に25mmとする。 ・建物の障害物が怪我を引き起こす可能性がある場合、適切な予防措置を講じなければならない。 (5.13.1.1から5.13.1.3)	リスク33 建物構造物（壁、柱、交差するエスカレーター）との衝突による身体的衝撃（高）
挟まり	階段とスカートガード間	・階段とスカートガードの間のすき間は片側で4mm、両側の合計で7mmまで。 (5.5.5.1) ・挟み込みを防ぐための要件に詳細が規定 (5.5.3.4)	・階段とスカートガードの間のすき間は片側で4mm、両側の合計で7mmまで。 (5.3.3) ・スカートガードと階段の間に挟まる危険を可能な限り低減するため、115-1の5.5.3.4(c)に準拠したスカートガードディフレクターを設置する。 (5.5.3)	リスク6 スカートガードと階段の間の挟まり（高）
	階段とコム間	・コムは、異物が挟まった場合、その歯が曲がり、エスカレーターの階段の溝に噛み込んだままになるか、または折れるように設計される。 ・上記に該当しない挟まりの場合、かつ階段とコムとの衝突が発生した場合、エスカレーターは自動的に停止すること。 ・コム挟まり検知装置 ・階段沈下検出措置 (5.7.3.2.5、5.7.2.5等)	同左。 ただしコム挟まり検知装置及び階段沈下検出措置を除く (5.7.2、5.7.3)	リスク21 コムと階段の間の挟まり（高）
	階段と階段間	・2つの連続する階段の距離は、最大6mmとする (5.3.5) ※ライザーは溝があることが要件	・溝のあるライザーをもつ階段の、階段間のすき間は、6mm以下とする。 ・滑らかなライザーをもつ階段の、階段間のすき間は、5mm以下とする。 (5.3.4)	リスク7 2つの階段の間での挟まり（高）
	ハンドレール入込ロ	・ハンドレールの入込ロには指や手の挟まりを防ぐための保護装置を設置しなければならない。 表8Hに準拠した安全機能や装置を備えること (5.6.4.3)	同左 (5.6.3.1)	リスク19 ハンドレール入込ロでの引き込まれ（高）

エスカレーター 安全基準（抜粋）

リスク	内訳	新規機器 () 内数字は115-1の根拠条項	既存機器の優先適合項目 () 内数字は115-2の根拠条項	リスク評価 () 内は115-2における優先度
転落	不適切な利用	・ 転落の危険性がある場合は、適切な措置を講じて、構造側面外側に人が登ることを防止しなければならない。図7（不適切な利用防止措置）に従う。（5.5.2）	同左（5.5.2.3）	リスク16 構造側面の外側へのよじ登りによる転落や踊り場からの転落（高）
	巻きこまれ	・ 通行人等が乗降口付近でハンドレール外側と接触し、構造側面を超えて転落するなどの危険な状況に巻き込まれる可能性がある場合、適切な予防措置を講じなければならない。 例： ○恒久的な柵を設置して当該区域への立入りを防止。 ○危険区域において、建物の構造物の手すりの高さをハンドレールより100mm以上高くし、ハンドレールの外側端から80mmから120mmの間に位置させる。（附属書A.2.7）	同左（5.13.1.6）	
	構造側面	・ 構造側面の寸法（5.5.2）右記内容を含む	・ 傾斜部において、階段の先端とハンドレールの上端との垂直方向の高さは、0.90mから1.10mとする。 構造側面内側下部の船縁板と内板は、水平面に対して少なくとも25°の傾斜角度を有しなければならない。（5.5.2.1、5.5.2.2）	リスク14 構造側面を超えての転落（中）

ユーザー向け安全情報

ユーザー向け安全情報は次のように規定される。（規格115-2 5.14）

エスカレーター設置における安全情報は、規格115-1:2017の付属書Gの内容を最低限提供すること。

付属書G：

エスカレーターおよび動く歩道利用者のための安全標識の規格

安全標識の設計は、ISO 3864-1:2011 および ISO 3864-3:2012 に準拠しなければならない。標識の最小直径は 80 mm とする。

図G.1 - 義務表示 ピクトグラム「幼児の手をしっかりとつないでください」



図G.2 - 義務表示 同上「犬は抱えてください」



図G.3 - 義務表示 同上「手すりを使用してください」



図G.4 - 義務表示 同上「ベビーカー禁止」



公共施設におけるバリアフリーの確保の観点での規制

公共施設の建設時及び公衆向けに建設する設備の障がい者のアクセス権確保に関する2017年4月20日付決定 (Arrêté du 20 avril 2017 relatif à l'accessibilité aux personnes handicapées des établissements recevant du public lors de leur construction et des installations ouvertes au public lors de leur aménagement) の第8条に、下記のとおり定められている。

I. - 用途 :

移動経路がエスカレーターによって構成される場合、エスカレーターは視覚障害者または平衡保持に困難を有する者が認識し、検知し、利用できるようにしなければならない。

エスカレーターは、非可動式のアクセス可能な経路またはエレベーターで補完されなければならない。

II. - 最小要件 :

本条第I項の適用に際し、当該設備は次の要件を満たさなければならない :

1° 識別 :

適切な標識（別紙3の要件—識別しやすい、読み取りやすい、理解しやすいことを目的としたサイン要件—を満たすもの）により、利用者がエスカレーターと他のアクセス可能な経路とを選択できるようにする。

2° 到達と利用 :

エスカレーターの両側に位置する手すりは移動をアシストするものとし、可動する部分の始点と終点とを少なくとも0.30mははみ出す。

緊急停止装置は、容易に識別でき、操作可能な位置に設置される。その高さは0.80mから1.30mの間とする。

エスカレーターには、第14条で定められた要件（注：エスカレーターには150ルクスの明るさを確保）を満たす照明装置を備える。

可動部分の始点と終点は、色または光のコントラストで強調表示される。注意喚起装置（点字ブロックなど）は、設備の始点と終点側に設置される。エスカレーターが屋外通路に設置されている場合、注意喚起装置は別紙7に定める規定に準拠する。NF P 98-351規格の仕様に従うこととする。

参考 :

Légifrance（法令データベース）のHP

<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000034485459/2025-08-08/>

定期検査

エスカレーターの定期検査については、公共施設を対象にした次の法令に基づき行われる。

公共施設（ERP）における火災及びパニックの危険防止に関する安全規則の一般規定の承認に関する1980年6月25日付決定 (Arrêté du 25 juin 1980 portant approbation des dispositions générales du règlement de sécurité contre les risques d'incendie et de panique dans les établissements recevant du public (ERP))

AS10条

エスカレーターの技術的検査

- 1 重大な改造工事後に再使用されるエスカレーターは、本章第1節第2項（検査報告書の提出義務等を含む技術的検査の総合規定）に定める条件に従い、認定された者または機関により、機能を含む検査を受けなければならない。
- 2 さらに、事業者は以下の措置を講じなければならない。
 - a) 毎年、認定された個人または機関により
 - 運転開始時または重大な改造後に適合性が維持されているかの検査。
 - 設備の構成部品の保存状態の検査。
 - 安全装置の機能検査。
 - b) 上記の年間期間の中間において、保守を担当する部門または企業が、チェーンおよびラックの追加検査を実施すること。

参考：LégifranceのHP

https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/JORFTEXT000000290033/LEGISCTA000020317498/2025-07-18/#LEGISCTA000020317498

4 事故情報（件数、事例等）

フランスにおけるエスカレーター利用に起因する事故件数の統計は見当たらなかった。

とはいものの、事故は実際に発生しており、メディアが伝える近年発生した事故には以下のような事例がある。（ ）内は出典元

○2024年8月31日、20時頃11歳の女児ガル・マンの商業施設サントル・シュッド・オ・マンで、エスカレーターの手すりによりじ登り、投げ出されて7m下に転落した。（LA DEPECHE）

○2024年11月27日13時50分、パリの商業施設パッサージュ・デュ・アーヴルで、友人とTikTokの映像をまねた動作をしている最中にエスカレーターから転落、4m下に落下。（franceinfo）

○2024年4月24日17時頃モンペリエの会議場コルムで、ダンス公演終了後、エスカレーターで6人の転倒が起きた。この時エスカレーターは混雑しており、利用者には高齢者や障がい者等移動が困難な人も多く、一人の転倒により、残りの人も将棋倒しになった。（francebleu）

○2017年9月18日20時30分頃、モンペリエの商業施設ポリゴーヌで2歳の男の子が両親とレストラン出た直後、数メートル先にあったエスカレーターの手前で転倒し、手をついた時両手が下りのエスカレーターの階段の間に挟まれた。（Midi Libre）

○2015年10月6日21時10分頃、リールで20代の学生の集団が地下鉄リウールRihour駅を利用。罰ゲームか何かの一環で、皆が片足しか靴を履いていなかった。一人がエスカレーターでバランスを崩すと、残り3人も転倒した。（franceinfo）

7 安全対策

1 業界団体（フランスエレベーター協会）<https://www.ascenseurs.fr/>

リーフレット「エスカレーター、安全と正しい利用」において安全利用に関する啓発を行っている。

内容

□禁止

- ・ベビーカーを載せること、アウターデッキの外に身を乗り出す行為

□注意喚起

- ・ハンドレールには、身を取られたり、転倒したりするリスクがあります
- ・ハンドレールの入口に手を引き込まれることがあります
- ・エスカレーターを逆行しないでください
- ・スカートガードやコムでの挟まりが生じことがあります

□エスカレーターの正しい利用方法

- ・子どもと一緒にときは手を繋ぐ
- ・万一の時対応できるよう緊急停止ボタンの位置を確認する
- ・水平部に来たら足を上げる
- ・EN115-1のピクトグラムを了知する



参考資料：

フランスエレベーター協会リーフレット「エスカレーター、安全と正しい利用」
https://www.ascenseurs.fr/wp-content/uploads/2022/09/fiche-pratique-escaliers-mecaniques_a3_format-neutre-1.pdf

2 その他の業界団体（欧洲エレベーター協会）

欧洲規格EN115-2 :2010への適合を目的に、安全基準を解説する冊子「エスカレーターと動く歩道の安全性 既存のエスカレーターと動く歩道の安全性向上に関する欧洲の勧告事項」を作成。

これにより、各加盟協会への安全対策の20項目の勧告を行っている（エスカレーター利用者だけではなく、メンテナンス側へも安全対策の勧告を行っている）。

1. 有害物質の影響（アスベストが、ブレーキパッド、コンタクタの保護カバー、またはコーティング材などに含まれており、ブレーキを操作すると、アスベストの纖維が空气中に放出される可能性がある。）
2. 踏段、通路及び乗降口部での滑り
3. 床板板と踏段の間の挟まり
4. 踏段や踊り場での挟まり
5. 踏段の欠如
6. 装置の停止および再起動の要件を満たすため、独立した二つの電気装置を装備する必要性
7. 停止距離が短すぎることによる転倒
8. 乗り口部での転倒
9. 手すりに上ること
10. 手すりと手すり板間の指の挟まり
11. ハンドレールの入り口での指の挟まり
12. コムと踏段、プレート、またはベルトの間の挟まり
13. 踏段や踊り場の沈み込みによる挟まり
14. 作業区域のスペース不足
15. 作業区域及びその周辺における照明不足
16. 作業区域に緊急停止ボタンが設置されていない
17. 帯電した部品との接触による電気ショック
18. 緊急停止ボタンがないことによる怪我
19. 構造物との衝突
20. エスカレーターの不適切使用（ショッピングカートや手荷物カートを運ぶ行為）

20項目でイメージが付きにくいものがある場合は、以下の参考資料にイラストが掲載されているのでご確認いただきたい。

参考資料：

欧洲エレベーター協会 「エスカレーターと動く歩道の安全性 既存のエスカレーターと動く歩道の安全性向上に関する欧洲の勧告事項」

https://www.ascenseurs.fr/wp-content/uploads/2016/10/ELA_SneeBrochure-FR2.pdf

3 交通機関（パリ交通公団）

1) 安全対策を番組で紹介

パリ交通公団のシャトレ駅メンテナンス部責任者フレデリック・フェリ氏によれば、エスカレーターに関する利用者からの通報は年間2万8千件である。内容は、衣服がエスカレーターに挟まれた、ベビーカーをエスカレーターに載り上げた、物を落とした等で、通報全体の15%が不適切な利用によるものである。

こうした通報の情報は、現場係員からタブレット端末等を使って集約管理されて、必要な対応がとられている。

エスカレーターのトラブルの防止には保守が鍵となる。パリ交通公団は、年間6回のメンテナンスを実施。うち4回は法定検査、1回は半年に1度、もう1回は年1度の総点検で、総点検の際には20時間かけての作業を行う。

また10年に一度は6週間をかけ、電気系統まで含める場合は9週間をかけてエスカレーターを停止し、大規模点検を実施する。

パリ交通公団で稼働するエスカレーターの平均年数は19年である。電気系統の更新作業を使用開始から約20年後に行い、トータルで40年間使用し続ける前提である。保守を徹底して安全に利用できるエスカレーターの稼働率をキープすることが重要と考える。

参考資料：

franceinfo (国営テレビHP) の記事「パリの地下鉄のエスカレーターをもっと知ろう」

<https://france3-regions.francetv.fr/paris-ile-de-france/paris/que-savez-vous-des-escaliers-mecaniques-du-metro-parisien-3103540.html>

2) パリ交通公団マスコットキャラクターのうさぎ「セルジュ」を用いたステッカー掲示による啓発

スカートガードへの挟み込みに対する警告

「気を付けて！端っこに立つと怪我をするよ。」



参考資料：

パリ交通公団のHP 2025年2月28日付け 「48年前から安全啓発を担当するうさぎのセルジュとは？」

<https://www.ratp.fr/découvrir/sorties-et-visites/culture/serge-le-lapin>

3) ホームページ上の啓発

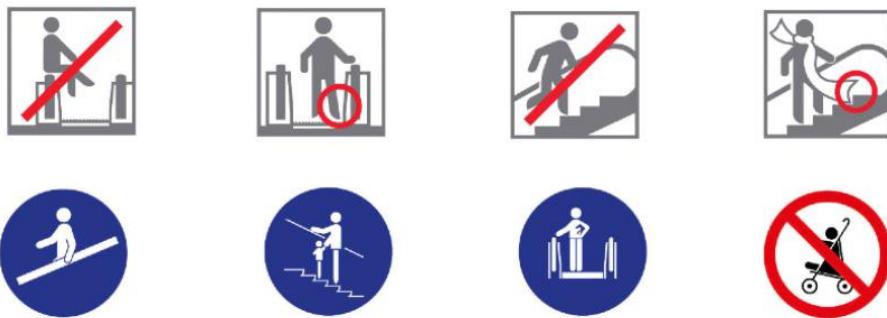
「エスカレーターは、様々な事故の起きやすい場所です。特に、通勤時などの混み合う時間帯に、シャルル・ド・ゴールエトワール駅、シャトレーレ・アール駅、リヨン駅、ナシオン駅、ヌイイ-プレザンス駅で滑り、転倒、突き飛ばし、衣服の挟み込みが発生しています。

□安全利用のためのアドバイス

- ・前をよく見て、手すりをつかむ
- ・バランスをキープするため、エスカレーター利用時には進行方向から目を離さない。
- ・エスカレーターに乗っている間は子供の手をしっかりつないでおく。
- ・つまづきを防ぐため、前の階段のごく近くにつま先を置かないようとする
- ・スカーフやゆったりとした衣服は、挟み込みの危険があるので注意する。」

同ホームページには、規格で義務化されたピクトグラムに加え、
てすりに腰掛ける行為の禁止、走る行為の禁止、そしてスカートガードに足を近づける行為と、長いス

カーフの着用に対しての注意喚起を、それぞれピクトグラムにより行っている。



【ピクトグラム】

エスカレータ自体にもピクトグラムが付いており、安全利用を促している。

参考資料 :

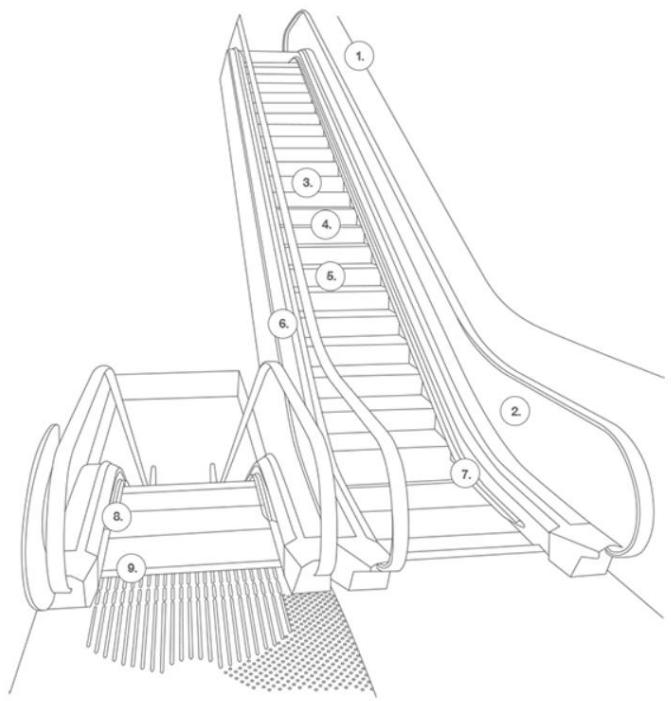
パリ交通公団のA線 HP 2024年6月14日 エスカレーターを安全にご利用ください。

<https://malignea.fr/escaliers-mecaniques-soyez-prudents/>

4 業者

OTIS社では、より安全性を高めるために材質・デザイン等にこだわるなど、以下の安全上の対策をとっている。

1. アクリル製保護板
2. 従来よりも高い落下防止アウターデッキ
3. 黄色で塗装された踏み板の区画線
4. アルミニウム/ステンレス鋼製階段
5. 転倒時のダメージを軽減する丸みを帯びた階段先端（半径4mm）
6. よじ登り防止パネル
7. 低摩擦スカートガード Black Guardian®
8. 黒またはアルミニウム製スカートガードディフレクター
9. ゴムインサート内蔵ステンレス製滑り止めコムプレート



參考資料：

OTIS社HP

<https://www.otis.com/fr/fr/products-services/products/escalators-and-moving-walks>

9 エスカレーターの歩行利用に関する案内、取組、啓発活動など

【製造事業者、業界団体】

- 9-1-1 製造事業者
9-1-2 業界団体（フランスエレベーター協会）

両者ともに、歩行利用に関する記述は見当たらず、歩行は禁止はされていない。

【設置者、管理者】

- 9-2-1 鉄道事業者

特に歩行禁止はされていない。むしろ、パリ交通公団の一部の駅構内では、追い越しを前提とした右側歩行を促す掲示を見かけることがある。（参考資料：写真）



【パリ市内地下鉄駅構内の標示】

「エスカレーターでは、スムーズな往来のために右側に寄るようご協力をおねがいします。
パリ交通公団は、8週間ごとにエスカレーターを点検しています」

- 9-2-2 商業施設

特に歩行禁止はされていない。

【行政機関】

- 9-3-1 国、地方自治体
歩行抑制するための啓発や取り組みはされていない。

10 エスカレーターの歩行利用の実態など

10-1-1 エスカレーターの歩行利用の状況

パリの主要地下鉄駅内のエスカレーターでは、おおむね右側に立ち、急いでいる人がその左側を歩行することが多い。
混雑していない状況で（2列ではなく）歩行する人も一定数いる。



【パリ市内のエスカレーター】

人々は右側に立ち、左側は空けていることが多い。

10-1-2 歩行利用が始まった経緯、歩行利用が続いている理由等

パリでは、フランスが道路交通上右側通行であるためか、駅等利用客の多い施設内のエスカレーターでは、通常右側に立ち、急いでいる人が左側を追い越していく、という不文律が存在する。

2017年5月には、この習慣に関する記事が新聞パリジャンで扱われている。記事では、「右側通行の暗黙のルールがあるのに、守らない人がいる」という点に着目し、記者が故意に左側に立ち、他の乗客の反応を見る実験をしている。

参考資料：

Le Parisien 2017年5月24日ビデオ「パリでエスカレーターに乗るときは、右側に立ってください」
<https://www.leparisien.fr/info-paris-ile-de-france-oise/transport/sur-les-escalators-tenez-votre-droite-24-05-2017-6981369.php>

近年は、前出9-2-1のとおり、パリ地下鉄内構内で、2列利用かつ左側追い越しの原則を知らせ、エスカレーターのスムーズな利用を促す取り組みが一部でなされている。ただし、すべての駅で積極的にこのキャンペーンがなされているわけではないことも付記する。